

穴水町畑作物農業用資材費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内で営農を行う認定農業者及び認定新規就農者が能登野菜等の畑作物のブランド力強化を講じる事業を実施することに対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、穴水町補助金交付規則(平成9年穴水町規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 町内で営農を行いかつ、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた個人及び法人をいう。
- (2) 認定新規就農者 町内で営農を行いかつ、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた個人及び法人をいう。
- (3) 認定農業者等 認定農業者及び認定新規就農者をいう。
- (4) 能登野菜 能登野菜振興協議会が認定した野菜をいう。
- (5) 有機農業 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において営農を行う認定農業者及び認定新規就農者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 別表に掲げる対象の作物を栽培する認定農業者等。
- (2) 町長が必要と判断した場合、審査に伴う町の調査に同意すること。
- (3) 町税及びその他納付金を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県が交付する他の補助金の交付の対象となっている場合は、補助対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象は別表に掲げる作物を栽培する上で必要となる次に掲げるの農業用資材に係る購入経費とする。

- (1) 種苗
- (2) 肥料(土壌改良材を含む)
- (3) 防虫・防草用の農薬
- (4) 出荷用梱包資材代及びデザイン料(補助対象者独自の出荷用梱包用資材に限る)
- (5) その他町長が認めた農業用資材

2 補助対象となる経費は、消費税及び地方消費税等相当額を除いた農業用資材購入費とする。

(補助金の額)

第5号 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額とし、1農業者(世帯)につき、20万円を限度とする。ただし、有機農業に取り組む場合は、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は穴水町畑作物農業用資材費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査し、補助金の交付を決定したときは、穴水町畑作物農業用資材費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないものと決定したときは、穴水町畑作物農業用資材費補助金不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ穴水町畑作物農業用資材費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の変更、中止又は廃止の承認)

第9条 町長は前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、穴水町畑作物農業用資材費補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、穴水町畑作物農業用資材費補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び検査等により、適正と認めたときは、穴水町畑作物農業用資材費補助金の額の確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第12条 前条の規定により補助金の額を確定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

2 申請者は補助金の交付を請求しようとするときは、穴水町畑作物農業用資材費補助金請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、災害の発生、当事者の死亡その他申請者の責めによらない理由による場合を除く。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

対象作物	能登野菜、カボチャ、ミニトマト(トマト含む)、ブロッコリー、スイカ、ナス、ピーマン、タマネギ
------	--